

危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策の強化に関する意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」）の吸引によって、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは、合法と称されているものの、規制薬物と類似した成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険な状態に陥るおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

そうした中において厚生労働省は省令を改正し、昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入することによって、化学構造が類似した物質を一括で指定薬物として規制することとした。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されることとなった。

しかし、指定薬物の認定には数カ月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側とのイタチごっこになっている。また、危険ドラッグについては簡易な鑑定方法がないため、捜査に時間がかかることも課題である。

よって、国においては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化するため、下記事項について早急に対応するよう強く要請するものである。

記

- 1 国内外における、インターネットを含む危険ドラッグの販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究を推進するとともに、取締体制の拡充を図ること。

- 2 鑑定時間の短縮に向けた研究を推進するとともに、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知、学校等における薬物乱用防止教育の強化及び相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
国家公安委員会委員長	山	谷	えり子		様
衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様